

## 災害救助法適用地域で被災された方の医療費の窓口負担分について

- (1) 災害救助法適用市町村に住所を有する後期高齢者医療保険の被保険者の方
- (2) 令和8年熊本地震により、次のいずれかに該当する方
  - ①住家の全半壊又はこれに準ずる被災をされた方（半壊以上の方が対象）
  - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
  - ③主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
  - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

(1)、(2) どちらも当てはまる方は  
医療機関等で申告（口頭可）することで  
窓口での支払いが不要になります。

対象期間：令和8年11月30日（月）まで

### ▲注意点

医療機関等の窓口での申告内容については、後日、確認を行います

- 要件に該当 → すでに支払った窓口負担分について還付請求をすることができます（領収書が必要になるため保管をお願いします）
- 要件に非該当 → 支払い不要としていた窓口での自己負担分の支払いが請求されます

※災害救助法適用市町村

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、西原村、  
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町、芦北町、津奈木町